

社会福祉法人湘南遊愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南遊愛会定款第8条及び第21条に規定された評議員及び役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長及び常勤理事の報酬については、別表2のとおりとし、各理事の報酬月額を報酬月額表のうちから、理事会において決定する。

理事長の勤務は原則週3日とし、法人及び施設運営のための業務、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席を行う。

常勤理事の勤務は原則週5日とし、理事長を補佐し、法人及び施設運営のための業務、理事会等への出席を行う。

2 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な旅費は、原則として普通運賃として実費を支給する。
- 3 宿泊費は1泊当たりの額とし支給する。
- 4 報酬は、日額とし1泊を要する場合には2日分を支給する。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後適正な領収書等の添付により支払う事とするが、必要により概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退任慰労金)

第7条 役員等がその役職を退任したときは、別表6により慰労金を支給することができる。ただし、1年に満たない端数の月数は切り捨てる。

(役員の報酬限度額)

第8条 役員各年度の報酬総額限度額は、定款第21条に基づき25,000,000円とする。

(不服審査)

第9条 評議員及び役員が、本規程において支払われた旅費等に不服があるときは当該年度内において本会に不服審査請求を行うことができる。

本会は、不服審査請求を受けた際は、調査を行ない支払われた旅費について審査を行う。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

社会福祉法人湘南遊愛会役員報酬規程は廃止する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 11 月 13 日一部改訂

令和 2 年 9 月 13 日一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日一部改訂

令和 4 年 4 月 12 日一部改訂

令和 5 年 12 月 1 日一部改訂

令和 6 年 7 月 1 日一部改訂

別表 1 (第 3 条関係)

	対象者	報 酬 日 額	交 通 費
評議員会・理事会等出席報酬	評議員 非常勤理事 監 事	20,046 円	実費弁償

* 常勤理事は支給しない。

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

号	報酬月額
1	500,000 円
2	550,000 円
3	600,000 円
4	650,000 円
5	700,000 円
6	750,000 円
7	800,000 円
8	850,000 円
9	900,000 円
10	950,000 円
11	1,000,000 円
12	1,050,000 円
13	1,100,000 円
14	1,150,000 円
15	1,200,000 円

交通費：実費弁償

別表 3 (第 4 条第 2 項、同条第 3 項関係)

	報 酬 日 額	交 通 費
非常勤理事	20,046 円	実費弁償
監事監査指導報酬等	20,046 円	実費弁償

別表 4 (第 5 条関係)

法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事に対しては、役員報酬等と職員給与（通勤手当を除く）の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
常勤理事	合算上限月額 500,000 円

別表 5 (第 6 条関係)

旅 費	宿泊費 (1 泊)	報 酬 日 額
実 費	実 費	20,046 円

別表 6 (第 7 条関係)

	対象者	就 任 期 間	慰 労 金 額
慰 労 金	評議員	1 年以上、1 年につき	20,000 円/年
	理 事 監 事	1 年以上、1 年につき	20,000 円/年
	理事長	1 年以上、1 年につき	50,000 円/年